

# 「岐阜県動物愛護管理推進計画(案)」に対するご意見及びご意見に対する考え方

意見募集期間: 令和3年1月6日(水)～令和3年2月4日(木)

意見提出件数: 8名(50件)

番号	関連ページ	項目	ご意見(原文を分割・一部要約しています)	ご意見に対する考え方
1	2	第2 計画の基本指針	「動物の飼養者は、どうしても飼養を継続できない場合には新しい飼い主に譲渡することも責務である」ことについて、動物の安易なたらいまわしが発生しているため「新しい飼い主に」を「終生飼育の責任を果たせる新しい飼い主に」にすべき。	終生飼養の責務は、飼い主が最後まで責任をもって飼育することを求めるものですが、やむを得ない理由により適切な飼養管理ができない場合には、動物の健康・安全の保持の観点から行われる譲渡や引取り等が否定されるべきではないとの環境省の基本指針の考え方に沿って記載しました。 これは、引取り拒否されたことにより飼育放棄のおそれがあることから、環境省の基本指針に沿って「終生飼養」の考え方を整理したものです。 しかし、基本的には終生飼養が原則であり、新しい飼い主等への譲渡はやむを得ない場合であることから、ご指摘の部分は計画の基本指針からは削除し、『第3 各主体の責務と役割 2 飼い主』に記載することとします。
2	2	第3 各主体の責務と役割 2 飼い主	引き取り基準があいまいで、安易な放棄や、邪魔な猫の持ち込みにつながりやすいため、「引き取りを求めることも含め」を削除してもよいと考える。	なお、法第35条第1項に基づく引取りについては法施行規則第21条の2に基づき引取りを行うかどうか判断しているため、安易な引取りや駆除目的の猫の引取りは行いません。
3	2	3動物取扱業者	その場限りのセールストークで、「吠えないので賃貸住宅でもばれない、大型犬なのに大きくならない」など、明らかな虚偽や、販売員のスキル不足による不適切案内が後を絶たないことから、「対面説明を確実に実施」に、「後見人のない高齢者や、精神疾患、依存症(アニマルホルダー)などの疑いがある人への販売禁止」を加え、「アフターフォロー」についても言及すべき。	販売時の説明事項及び、動物取扱責任者の資質向上は、プラン26、27にもとづいて実施する事業で検討していきます。動物取扱責任者の資格要件が追加されたこと、動物販売時の説明事項の徹底を行うことで、不適切な飼い主への動物の販売と、飼い主の安易な動物の購入を防ぎます。
4	2	3 動物取扱業者	繁殖用動物の尊厳に根差した適正飼養、目的終了後の終生適正飼養の継続に言及すべき。	犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となった犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図ることが法第22条の4で規定されています。今後プラン25にもとづいて実施する事業により監視指導してまいります。
5	3	4 動物愛護推進員 5 動物愛護団体 6 (公社)岐阜県獣医師会 8 市町村	虐待若しくは疑わしい場合の通告、相談、情報交換を追加すべき。	法改正により、虐待や遺棄等への罰則が強化されたこと、獣医師による虐待の通報が義務化されたこと等により、遺棄及び虐待の防止については新たにプラン15を設けました。これにもとづいて、通報への対応の明確化やマニュアルの作成、連携強化等の事業を検討いたします。

番号	関連ページ	項目	ご意見(原文を分割・一部要約しています)	ご意見に対する考え方
6	38	市町村	動物の相談について、市町村の担当者は排除や苦情処理として受け止めており、何とか助けたい、共生したいとする愛護者の相談が受けつけられず排除されていることから、「不適正な飼い主への指導や普及啓発等」に、「共生を目指す愛護者に対して、協力体制や、地域理解の推進に、積極的に努めなければならない」を加えるべき。	『P.5の各主体の主な役割の関係図』に、県民からの相談に対し、市町村は助言を行うことを記載しております。 市町村職員が、動物の飼い主等への的確な指導を行うことができるよう、今後、プラン32にもとづいて実施する事業により職員の資質向上を図ります。
7	38	市町村	市町村担当者の不適切な助言により、市民がかえって窮地に陥ったりする以下のような例が頻発していることから、担当職員の動物に関するスキルアップや、カウンセリングスキル研修を盛り込むべき。動物の問題は、人間関係や個人の事情に根差す問題であることが多く、福祉的観点のカウンセリングスキルが求められる。 (例) ①飼いウサギを保護し、役所に相談したところ、山に捨てるように指示された。 ②徘徊猫に困っていると相談したところ、追い払うよう指示された	
8	39	県	県と市町村が連携することについて明記を望む。	県と市町村との連携のみならず、P.2『第3 各主体の責務と役割』にあるとおり、各主体は、動物の愛護及び適正飼養に関する施策を協働で推進することについて明記しております。
9	5	各主体の主な役割の関係図	「県民・飼い主」に「迎える前後のスキルアップの義務」を追加すべき。	いただいたご意見にもとづき、プラン10に動物を飼う前に理解することや、考慮することについて追記しました。
10	5	各主体の主な役割の関係図	不適切な場合の指導だけでは相談受付として機能しないことから「市町村」に「共生愛護に関する相談を人の問題として積極的に支援」を追加すべき。	『各主体の主な役割の関係図』で、県民の相談に対し、市町村が助言することを示してあります。
11	11	第4 現状と課題 4 収容及び譲渡の状況 (2)猫	多頭飼養問題への対応にあたっては、預かりボランティアへかなり負担になり、金銭的にも寄付金だけでは限界があるため、サポートすべき。	多頭飼養の問題については、令和3年度から多頭飼養届出制度を導入し、問題を未然に防ぐ体制を整備します。また、一部のボランティアに負担がかからないよう可能な範囲での協力をお願いすることとします。
12	18	第5 施策展開の方向 2 適正飼養の推進及び、返還・譲渡の推進	「飼う前から迎えるための知識を身に着ける」、「環境やスキルが伴わない場合は飼わない選択が必要である」ことを盛り込むべき。	いただいたご意見にもとづき、プラン10に動物を飼う前に理解することや、考慮することについて追記しました。

番号	関連ページ	項目	ご意見(原文を分割・一部要約しています)	ご意見に対する考え方
13	18	4 動物取扱業の適正化	セールストークによる虚偽説明や説明不足、スキル不足の販売が後を絶たないため、繁殖目的の動物の、尊厳に根差した適正飼養・終生飼育の義務遂行、販売員のスキルアップ研修や資格取得義務、その動物にあった環境や人の置かれた状況で飼えない人(留守がち、高齢、精神疾患、アニマルホーダーなど)に売らないことも義務化すべき。カウンセリング技能の習得、アフターフォローの義務化すべき。	動物取扱業者に義務付ける遵守基準については、法律により定めるものであり、県は法律に基づいて動物取扱業者を指導します。なお、遵守基準に適合していない場合は、厳格に指導します。
14	19	第6 具体的な取組みプラン2	担当職員に、基本的な共生や愛護に関する知識が全くなく、かえってマイナスなアドバイスや指示で混乱を招くことが多発している。動物に関する法律、取り扱いの基礎、訴えの根本(多くが人間関係や家族、自身の問題)に気づくカウンセリング技能が欠かせないことから、担当職員のスキルアップを追加する。	今後、プラン31、32に基づいて実施する事業により、担当職員の資質向上を図ります。
15	19	プラン3	地域差の是正を望む。	各保健所や動物愛護センターでは、動物愛護教室等を行っています。動物愛護センターではイベントや講習会等を開催するのみでなく、各地のイベントに出向くなど、広い地域で事業を行っています。
16	19	プラン3	飼い主や今後動物を飼いたいと考えている方向けに動物の飼養に関する知識全般(食・住・習性・体の仕組みなど)を学ぶ機会(セミナー開催)を県各地域に設け、適正飼養と終生飼養を強く促すべき。	内容の充実させるとともに、活動の場を拡充できるよう努めてまいります。
17	19	プラン3	飼う前に必要な知識を得たり、考えないで、動物を飼い始め、後悔する方や悩む方が多い。その結果、手放すことになったり、正しい飼育をしていなかったりする。そこを防ぐサポートをするべき。	いただいたご意見にもとづき、プラン10に動物を飼う前に理解することや、考慮することについて追記しました。
18	19	プラン4	巡回指導だけでは実際のところ不十分であり、学校内に飼養管理責任者をつくり、飼養動物のカルテ作成を行うという規則を設ける必要があると思います(昨年、小学校が飼育するうさぎを保護しましたが、学校側はうさぎの性別も年齢も病歴もわからない状況。また、その年の夏には暑さで一匹が衰弱死)	教育委員会、学校、獣医師会と連携し、学校飼養動物の支援方法について検討します。
19	21	プラン10	苦情の原因は飼えなくなったペットを無責任に捨てることだと思う。 飼い主が終生飼養できないのに、不妊去勢手術を行わずにむやみに繁殖させる身勝手な行為がペットを捨てることになる考える。	動物の終生飼養や繁殖制限措置について、プラン10にもとづく事業により、啓発してまいります。
20	21	プラン10	無責任な飼育防止の為にはマイクロチップの装着が有効と考える。	令和4年6月からマイクロチップの装着が義務化されます(犬猫販売業者以外の所有者は努力義務)。これによりマイクロチップが急速に普及すると考えられます。 環境省令で定めるやむを得ない場合を除き、一度装着されたマイクロチップの取り外しが禁止されることとされており、遺棄行為の抑止が期待されます。

番号	関連ページ	項目	ご意見(原文を分割・一部要約しています)	ご意見に対する考え方
21	21	プラン10	飼う前からの知識が必須、販売時にフィルターが必要と考える。	プラン1～3、プラン26により飼養に必要な知識を得る機会を設け、安易な動物の飼養を防ぎます。 また、プラン10に飼い始める前の知識の必要性について追記しました。
22	21	プラン12, 14	譲渡可能か適正判断を行う担当者を適任の人(訓練士など)に外部委託または依頼する必要があると思う。また、収容する環境、状況によっては収容動物のストレスとなり適正判断が難しいと思うので、犬舎の環境改善も行う必要があると考える。	譲渡適正判定基準に従い動物愛護管理員である獣医師職員を含め複数の者で判定しており、適切に行っていると考えますが、今後、譲渡適正判定基準を柔軟に見直すことは必要であると考えています。犬舎の環境改善についても検討してまいります。
23	22	プラン13	譲渡後の犬が繁殖している例があるため、動物愛護センターだけでなく、保健所に収容した犬猫も、不妊手術や、基本医療を施してからの譲渡が必須と考える	いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
24	22	プラン15	虐待通告が増えているが、実際には訴える場所も方法もなく、たらいまわしにされている。人間の子供のように、だれでも通報でき、内部調査(行政や、許可を受けたもの)など、速やかな対応をとれるように、仕組みづくりと権限委譲が急務と考える。	
25	22	プラン16	他県が実施している保護犬を災害救助犬及びセラピードッグに育てるプロジェクトを参考とした取組みを望む。	動物愛護センターで行うセラピー犬の育成事業の参考とさせていただきます。
26	22	プラン16	セラピー犬の育成については、保護犬に限っている。一般の家庭犬も訓練してほしい。	一般の家庭犬への訓練(しつけ)は飼い主が行うものと考えています。動物愛護センターにおいてしつけ方教室を開催しています。
27	23	プラン18	飼う前からの対応が重要と考える。	動物をこれから飼養する人は、しつけが必要であることは知っておくべきことですが、しつけは動物と一緒に飼い主が取り組む必要があります。動物愛護センターでは、しつけ方教室やしつけ方相談を行って、飼い主を支援することとしています。
28	23	プラン19	犬種に応じた対応を学ぶことを義務付けるべき。	プラン19は、県条例や市町村条例で定めた犬の飼い主の遵守事項を守るよう、必要に応じて指導することを記載しています。 なお、岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例において、「飼い主は、動物の生態、習性及び生理を理解し、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように飼養しなければならない。」と規定しています。
29	23	プラン20、22	地域猫活動や多頭飼養対策の相談窓口が必要と考える。	保健所が動物愛護行政の窓口となっています。

番号	関連ページ	項目	ご意見(原文を分割・一部要約しています)	ご意見に対する考え方
30	23	プラン20	地域猫支援を受けるにあたり、手続きが煩雑であり、迅速性に欠ける。支援を受けたい自治会から動物愛護センターまでが遠すぎ、交通費がネックになって実行できない。地域格差の是正を望む。	動物愛護センターが実施する地域猫支援事業については、地域住民の合意形成が必要であり、公平性の確保の観点から設けている手続きであるため御理解ください。猫の輸送に関する負担軽減については、柔軟に検討してまいります。
31	23	プラン20	地域猫活動は、猫が好きな人と嫌いな人が歩み寄れる活動であると、行政からの広報を強化すべき。	積極的な普及啓発に努めてまいります。
32	23	プラン20	動物愛護センターが自治会の話し合いに参加しルール作りの協力まで行うよりも、市町村の窓口となる担当者と連携をはかり、地域のボランティアと協力して行うのが現実的だと思う。	地域猫活動支援事業に関しては、保健所や市町村との連携を含め、柔軟に対応しています。
33	21	プラン21	餌やり禁止、だけでなく、「今ある命は大切に共生し、繁殖防止のための方法・相談場所の明示、補助金などの検討が必要」餌やり禁止、と共生との矛盾点に対し、齟齬が無いように、丁寧な啓発が必要。	プラン11にもとづく事業により、飼い主に対しては、猫の健康及び安全の確保又は周辺住民に対する迷惑防止のため、猫の屋内飼養を推進します。 また、プラン20による地域猫活動の推進に関する事業により、餌やりを禁止するだけではなく、地域における猫問題の解決に向けた理解と普及を図ります。
34	23	プラン21	指導では、追い詰めてしまい、かえって隠れる、孤立する、などを助長し、結果的に崩壊現場を作ってしまう。一人で解決できずに悩んでいる場合がほとんどなので、本人の気持ちに寄り添うカウンセリングからのアプローチが必須。「指導」は最もやってはいけない方法と考えるため、「助言指導」を「ともに解決する相談」とすべき。	無責任な給餌による生活環境の悪化は、周辺住民にとって迷惑行為であり、動物の愛護及び管理に関する法律に助言指導を行う規定が設けられていますが、実際の相談対応にあたっては、いただいた意見を参考に状況に応じた対応に努めます。
35	24	プラン22	「多頭飼育届出制度」について、実情に合った具体的な頭数を定めること、これに関する虚偽の届出に対する罰則規定を定めること望む。	環境省が通知で示す多数の飼養と考えられる頭数の例示や他自治体の制度を参考として、犬及び猫を合わせて10頭を基準としました。また、無届け又は虚偽の届出に対しては、5万円以下の過料とする罰則規定を設けることとしました。
36	24	プラン22	多頭飼育届出について、虚偽の届出等の違反に対して罰金を科す規定が一般的と考えるが、必ずしも状況の改善につながるわけではない。実効的な措置をとることができる条例を望む。	多頭飼育の届出者に対し、必要に応じて飼養状況を確認するとともに、飼養する犬若しくは猫の健康及び安全を保持し、又は周辺的生活環境の保全を図るため、必要な助言指導を行い、多頭飼育に伴う動物愛護管理上の問題発生への未然防止を図ります。
37	24	プラン22	多頭飼育問題は、心や能力、本人の置かれた環境の問題と深くかかわっており、福祉的観点から、寄り添う対応が必須と考える。「不適切飼養だから指導する」では何も解決しない。それができればそうならない、という、現実を理解し、心の専門家も含めた対応が欠かせない。言葉のニュアンスが独り歩きするので、慎重な表現を望む。	多頭飼育届出制度は、多頭飼育に伴う動物愛護管理上の問題発生への未然防止を図るのが目的です。 多頭飼育問題については、環境省が今年度中にとりまとめる予定の「犬猫等の不適正な多頭飼育への対応に関するガイドライン」を参考に対応を検討してまいります。
38	24	プラン22	新たな多頭飼育届出制度を導入し把握するとありますが、そもそも問題をおこすような家は社会的でなくそういった手続きもできないからこそ問題となっている場合が多いので、民生委員や福祉事務所との連携をはかり通報協力、情報共有などが必要だと思う。	多頭飼育届の実効性が高まるよう、関係部局との連携を図ります。

番号	関連ページ	項目	ご意見(原文を分割・一部要約しています)	ご意見に対する考え方
39	24	プラン23	インターネット販売に関する啓発も必要と考える。	法改正により、特定動物を購入することはできなくなりました。
40	24	プラン25	必要な届出が行われない場合や虚偽の届出に対する罰則規定を定めるべき。	動物取扱業の登録や届出に関し、必要な登録や届出をせず、又は不正の手段により登録若しくは虚偽の届出を行った場合の罰則は、法第46条及び第47条に規定されています。
41	24	プラン25	動物取扱業者に対して定期的な施設監視と指導の徹底を望む。	飼養施設の規模や設置場所の環境を考慮し、年間の監視すべき回数を定め、効率的な監視を行っています。
42	24	プラン25	施設の規模について、屋内だけでなく、屋外での放し飼いの場合における衛生環境についても、現状発生している問題及び多頭飼育崩壊など予見される問題まで視野に入れて、実効性のある具体的な基準を策定してほしい。	環境省令で定める具体的な基準に基づき監視指導を行います。
43	25	プラン26	移動販売等、アフターフォローができないような販売に対して、一般の人がわかる方法で啓発告知が必要と考える。	プラン26に基づき販売者だけではなく、購入者へ、適切な動物の購入を普及啓発し、トラブルの防止を図ります。
44	25	プラン27	動物取扱責任者資格要件違反への罰則の強化を望む。	法第10条に基づき、第一種動物取扱業の登録を受けるためには、動物取扱責任者を置かなければなりません。要件を満たさない場合は保健所から指導し、指導に従わない場合は、登録を取消すこともできます。
45	25	プラン27	動物取扱業者は、ペットの販売に責任と愛情を持ち、終生飼養でペットが命あるものとして取扱うべき。違反者には罰則を設けるべき。	動物取扱業者が飼養管理基準に違反し、指導に従わない場合、登録を取り消すことができます。また、法第46条により罰則も規定されています。
46	25	プラン29	協議会により各地のボランティア団体の課題や連携できることなどを聞き取り、取りまとめるともっと現実的に必要な運営ができるのではないかと思います。今までの運営を見直し、会議の開催も忙しいボランティアの方々のためにZoomなどオンライン会議にすると良いと思う。	いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
47	26	プラン32	担当職員のスキルアップを望む。	県獣医師会と共に、有効な研修会を開催し職員の資質向上を図ります。
48	26	プラン32	現在、地域猫活動に関する情報共有が不十分だと感じる。実際、市民からの相談が多数入っても、ほぼボランティアに丸投げの状態といっても過言ではない。せめて、窓口で地域猫活動の内容を紹介し、その地域の現状をヒアリングし、活動を行うための方法を伝え、上でボランティア団体に引き継ぐなどしてもらいたい研修を行うべき。	地域猫活動は、地域住民の合意のもと、地域住民が取り組むものであり、ボランティアが介在しなければならないものとは考えていません。地域猫活動に対する理解を深めるため、市町村担当職員に対する研修等を行ってまいります。
49	27	プラン36	支援を受けたい自治会から動物愛護センターまでが遠いことが、地域猫活動支援を受けるネックになっている。遠方の地区での分署など検討を望む。	地域猫活動支援事業については、地域の実情を踏まえ、柔軟に対応してまいります。

番号	関連 ページ	項目	ご意見(原文を分割・一部要約しています)	ご意見に対する考え方
50	28	第7 計画の推進状況の評価	<p>犬猫の引き取り数、殺処分数だけでは指標として評価が不十分だと考える。          窓口で受けた通報、苦情、相談件数とボランティアが負担した頭数も重要である。</p>	<p>現行の計画は、犬猫の引取り数を令和5年度には平成16年度を基準にして75%削減することを目標としてしており、これまでの取り組みを継続的に評価する必要があることから、改定計画においても引取り数を指標とします。          また、犬猫の殺処分数を指標とすることについては、国の指針に合わせるものです。          なお、苦情相談件数などは、引き続き統計資料として活用してまいります。</p>